

産業廃棄物継続搬入届出書 附属書

■処分料金

産業廃棄物の種類	処分費用単価
燃え殻、ばいじん、鉱さい、汚泥（建設汚泥を除く）	1 kgにつき 15円50銭
・ 廃石膏ボード	
・ 自動車等破砕物（いわゆるシュレッダーダスト）	
・ 廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る）	
・ 廃容器包装（固形状または液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの）	
・ 鉛蓄電池の電極（不要であるもの）	
・ 鉛製の管又は板（不要であるもの）	
・ 廃ブラウン管（側面部に限る）	1 kgにつき 13円
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ゴムくず、がれき類（上記の廃棄物を除く）	
建設汚泥	

- 南本牧廃棄物最終処分場の処分方法は埋立処分です。
- 施設の処理能力は埋立容量が4,270,000m³で面積が21haです。
- 流動性がない性状のもので、性状変化を起こさない産業廃棄物を搬入します。
- 他の廃棄物との混合により支障を生じない産業廃棄物を搬入します。
- 搬入期間中に、搬入を届け出た廃棄物の性状等の情報に変更があった場合は事前に文書で報告します。
- 搬入完了時に運搬者が計量伝票を受け取ることをもって処分の終了の報告とします。
- 万一、届出を取り下げる事態が生じた際に、処分が完了していない産業廃棄物がある場合は引き取ります。

■搬入する廃棄物を取り扱うに当たって注意すべき事項

南本牧で廃棄物を取り扱うに当たって注意することがある場合は、内容を欄に記載します。

石綿含有産業廃棄物があります。

石綿含有産業廃棄物を搬入するときは、レ点を打ち、内容を欄に記載します。

(例)スレート(波板・ボード)、サイディング、石綿セメント板、けい酸カルシウム板、パルプセメント板、スラグせっこう板、耐火被覆板、押出成形品、ビニル床タイル、Pタイル等

■搬入廃棄物が廃棄物になる前の商品名、発生工程など

(例)工作物の解体物のモルタル部分、インターロッキングブロックでできた工作物の撤去物、自然石でできた工作物の撤去物、レンガでできた工作物の撤去物、既設陶管の撤去物、天井材の撤去物、建物内壁の撤去物、内装工事における天井材や内壁の端材 等
※工作物の名称も必ずご記入ください。

■搬入廃棄物の数量根拠

(例1 コンクリートくずの場合)幅5m×長さ4m×厚さ0.5m×比重1.5=15t

(例2 塩ビ管の場合)1mあたり1.48kg×67.5m=0.0999t≒0.10t

※基本的に『(体積計算)×(単位体積当たりの比重)』又は『実績値』で算出してください。比重が1以下の場合、水中に投じて浮遊しないかどうかを必ず確認し、その旨を記載してください。また、この数量根拠で算出した数値を搬入届出書の搬入計画量に記載してください。

廃棄物を自社搬入する場合はレ点を打ち、かつ、車両について該当する方にもレ点を打ちます。

記載事項を御確認の上、レ点を打ってください。

- 自社搬入します。
 - 一般廃棄物収集運搬許可車両(一般廃棄物収集運搬業の許可を併せ持つ場合に限る)を使用しません。または、一般廃棄物収集運搬業の許可を有していません。
 - 原則として一般廃棄物収集運搬許可車両(一般廃棄物収集運搬業の許可を併せ持つ場合に限る)を使用しますが、下欄の理由により使用する場合があります。

自社搬入で一般廃棄物収集運搬許可車両を使用する場合は、具体的に理由を記載してください。

今年度内に届出書を提出したことがある。(工事の場合は同一工事に限る。)

搬入番号 今年度内に搬入届出書を提出したことがある場合はレ点を打ち、前の届出書に記載されている搬入番号を記載してください。(工事の場合は同一工事に限る。)

届出書及び届出書添付書類の内容と搬入物の内容に相違はありません。